

中部マーケティング協会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は中部マーケティング協会 (Chubu Marketing Association) と称する。

(事業所)

第2条 本会の主たる事務所は愛知県名古屋市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、マーケティングに関する研究、研修、懇談、情報収集及び提供等を通じ、日本、特に中部地域における実践的なマーケティングの普及啓発を図り、社会経済の発展と生産性向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) マーケティングに関する研究会、セミナー、懇談会等の開催
- (2) マーケティングに関する教育訓練、人材育成
- (3) マーケティングに関する国際交流の推進
- (4) マーケティングに関する情報収集及び提供
- (5) マーケティングに関する普及啓発
- (6) マーケティングに関する刊行物の頒布
- (7) マーケティングに関する関係機関との連携協調
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員および会費

(会 員)

第5条 会員は、正会員と特別会員とする。

- 2 正会員とは、法人および団体が第6条の入会手続により入会し、第7条の会費を負担したものをいう。
- 3 特別会員とは、マーケティングに関する学識経験者及び関係団体の専門家並びに本会对する功績顕著なもので会長が委嘱して会員となったものをいう。

(入 会)

第6条 本会の正会員として入会するときは、所定の入会申込書により、会長あてに申し込むものとする。

(会 費)

第7条 本会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 納入した会費はいかなる事由があっても返還しない。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会するときは、その事由を明らかにした書面を会長に届け出るものとする。

第3章 役員および顧問

(役員)

第9条 本会に下記の役員を置く

会 長	1 名
副 会 長	6名以内
専務理事	1 名
常務理事	2名以内
常任理事	若 干 名
理 事	〃
監 事	2名以上3名以内

(役員を選任)

第10条 理事および監事は総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事は本会理事会で互選する。

(役員職務)

第11条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表しその業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐して本会の業務を執行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、もしくは代理として本会の業務を執行する。

5 常任理事は、会長の命を受けて、会長を補佐して本会の業務を審議する。

6 理事は、理事会において業務を審議決定する。

7 監事は、本会の事業及び資産状況を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、任期途中で退任する場合において後任者が就任するまでは引き続きその職を行うものとする。

(役員補充)

第13条 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。但し理事会がその必要を認めない場合はこの限りではない。

(顧問)

第14条 会長は、本会に対する功績のあった者のうちから理事会の承認を経て顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、会長の諮問に応ずる他、本会の業務について意見を述べることができる。

3 顧問の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

第16条 総会は、会員をもって構成し、これを通常総会および臨時総会に分ける。

- 2 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、下記の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会が必要と認めたとき
 - (3) 会員の5分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の付議事項)

第17条 この定款に別段の定めのある事項の外、次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 毎事業年度の事業計画および予算
- (2) 毎事業年度の事業報告、収支決算
- (3) その他必要な事項

(総会の招集)

第18条 総会は、会長がこれを招集し、議長は会長が務める。

- 2 総会の招集は、会日の5日前までにその会議の目的たる審議事項ならびに開催の日時及び場所を書面、ファクシミリまたは、電磁的方法により通知しなければならない。

第19条 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 止むを得ない事由のため総会に出席できない会員は、出席する他の会員にその議決権の行使を書面、ファクシミリまたは電磁的方法により委任することができる。
- 3 前項の会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、この定款に別段の定める場合を除き、出席会員総数の3分の2以上当たる多数をもって行う。

(理事会の付議事項)

第21条 理事会はこの定款に別段の定めのある事項のほか、次の事項を審議及び決議する。

- (1) この定款に必要な細則の制定、変更または廃止
- (2) その他の業務執行に関し会長が付議した事項

(理事会の招集及び議長)

第22条 理事会は、会長がこれを招集し、議長は会長が務める。

また、理事の3分の1以上から開催の要請があった時は理事会を招集しなければならない。

(理事会の決議)

第23条 理事会の決議は、出席理事総数の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による決議)

第24条 会長は軽微な事項または緊急止むを得ない事項など理事会の招集が困難な場合については、その内容を記載した書面を理事に送付してその賛否を求め、理事会の決議に代えることができる。ただし審議結果は次回の理事会に報告する。

(常任理事会)

第25条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、本会の活動方針ならびに年度事業計画等を審議、策定し、理事会に提出する。

2 常任理事会は、会長がこれを招集し、議長は会長が務める。

第5章 資産および会計

第26条 本会の事業活動に要する経費は、会費、寄附金、事業収入及びその他の収入をも
って支弁する。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の処分)

第28条 決算の結果、剰余金が生じた時はその全部を翌年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更

第29条 この定款を変更するときは、総会において出席会員総数の4分の3以上の決議を経なければならない。

第7章 解散

第30条 本会を解散しようとする時は、総会において出席会員総数の4分の3以上の決議を経なければならない。

第31条 本会が解散した後は会長が精算人となる。

(残余財産の処分)

第32条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員総数の4分の3以上の決議を経なければならない。

第8章 事務局

第33条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 本定款は、設立の日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、設立総会において選任し、その任期は設立の日より始まり昭和36年3月31日に終る。
- 3 本会設立当初の事業年度は、設立の日から始まり、昭和35年3月31日に終る。

昭和34年8月13日施行

昭和37年5月25日一部改定

昭和49年5月 9日一部改定

昭和51年5月14日一部改定

昭和62年5月12日一部改定

平成 3年5月24日一部改定

平成17年5月16日一部改定

平成26年5月26日一部改定

令和 4年5月30日一部改定